

## 湯沢市が発注する建設工事の中間前払金に係る取扱について

### 1 中間前払金の制度の趣旨

中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金の10分の4以内の額。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金の10分の2以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金の10分の2以内の額）を支払うものである。

### 2 中間前払金の対象となる工事等

(1) 中間前払金の対象となる工事は、請負代金が130万円を超えるものであって（工期の制限なし）、受注者が契約の締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を発注者に行っているものとする。（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）

(2) 発注者は、(1)の工事について、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。

ア 工期の2分の1を経過していること

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること

### 3 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

### 4 中間前払金の額

請負代金の10分の2以内の額とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払を受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金の10分の4）を超えてはならない。

### 5 継続費又は債務負担行為に係る特例

(1) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（以下「複数年度契約」という。）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、前記2(1)の対象要件及び前記2(2)の支払要件の該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。

- (2) 受注者が、いずれかの年度において年度割金額等が130万円を超えて（工期の制限なし）、中間前払金を請求する旨の届出を発注者に行っている場合であっても、発注者は、対象要件を満たさない年度については中間前金払を行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

## 6 中間前払金に係る認定

- (1) 受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書（様式第1号）を工事担当課に提出するものとし、当該請求書には、工事履行報告書（様式第2号）を添付するものとする。
- (2) 工事担当課は、(1)の認定請求書の提出があったときは、原則7日以内に、前記2の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは中間前払金認定調書（様式第3号）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

なお、認定調書の交付をもって工事請負契約事項第35条第6項後段の通知とみなす。

- (3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。

なお、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

- (4) 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合は、受注者に当該数値の根拠となる資料の提示等を求め確認するものとする。

## 7 中間前払金の支払の請求

受注者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、中間前払金請求書（様式第4号）に、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し1部）を添付して工事担当課に提出するものとする。工事担当課は、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

## 8 中間前金払と部分払の選択

- (1) 一の工事（複数年度契約にあっては、一の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を行うことはできないものとする。
- (2) 中間前払金の対象となる工事の契約の締結に当たっては、受注者が中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、このことをあらかじめ周知するため、発注者は、入札公告において中間前払金に関する条件（様式第5号）を示し、受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払の選択に関する届出書（様式第6号）を契約担当課に提出するものとする。
- (3) 中間前金払と部分払の選択については、契約締結後は変更できないものとするが、契約変更により新たに中間前払金の対象要件を満たすこととなった場合

においては、中間前払金を適用できるものとする。この場合においては、改めて中間前払と部分払の選択に関する届出書を提出させるものとする。